

第3期

中期経営改善計画に関する経営評価

令和8年(2026年)8月

一般社団法人滋賀県造林公社

第3期中期経営改善計画に関する経営評価

第3期中期経営改善計画 経営評価について	・・・	1
----------------------	-----	---

項目別評価

I 森林整備に関する事項	・・・	2
--------------	-----	---

II 木材の生産および販売に関する事項	・・・	5
---------------------	-----	---

III 財務状況の改善に関する事項	・・・	8
-------------------	-----	---

IV 組織体制の改善に関する事項	・・・	10
------------------	-----	----

V その他経営の改善に関し必要な事項	・・・	12
--------------------	-----	----

全体評価	・・・	14
------	-----	----

第3期中期経営改善計画 経営評価について

1 評価の趣旨

「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」(平成21年3月30日滋賀県条例第29号)および「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行規則」(平成21年4月1日滋賀県規則第24号)に基づき、一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)は、毎事業年度終了後、経営に関する事項について経営評価を行う。

経営評価は、中期経営改善計画(以下「中期計画」という。)および長期経営計画の達成ならびに公社の健全な経営の確保を目的とするとともに、これらの計画の見直しや次期中期経営改善計画の策定に資することを目的とする。

2 経営評価の方法等

- (1) 毎事業年度の計画について、中期計画に掲げる項目ごとに実績を明らかにしたうえで、達成状況の評価(項目別評価)を行うとともに、その要因を分析する。
- (2) 項目別評価の結果を踏まえ、全体的な評価(総合評価)を行うものとする。
- (3) 評価の結果から中期計画の達成に必要があると認められる場合は、事業の内容や実施方法の改善・充実、さらには中期計画の見直し等の必要な措置を明らかにするものとする。
- (4) 中期計画期間の終了年度においては、(1)から(3)による評価に加え、中期計画の達成状況および長期経営計画の達成見込み等について、評価を行うものとする。
- (5) 評価に当たっては、外部の有識者からなる経営評価委員会の検証結果および意見を踏まえるものとする。

小項目は、計画を達成できたか否かで評価し、その要因を分析するものとする。また、計画を達成できなかった項目については、対応策も検討するものとする。大項目は、小項目を全て達成できたか否かで評価するものとする。

小項目ごとに、各項目が寄与する分野として、「公益的機能:公益的機能の発揮」、「収益:収益の確保・向上」、「森林・林業:滋賀県の森林・林業への貢献」のいずれかを記入するものとする。なお、複数の分野が該当する場合は、主要な1分野のみを記入するものとする。

I 森林整備に関する事項

小項目別評価

項目	目的と内容	寄与する分野	計画値	実績	評価	達成率	要因分析	対応策
① 採算性判定の実施	第4期中期計画における具体的な伐採計画を策定するため、森林資源管理台帳と現地踏査等により、事業地の採算性判定を行う。	【収益】	第4回判定	第4回実施	○	100%	令和6年度～7年度に行われた分収造林事業のあり方検討のため、航空レーザ計測解析結果等を活用し、すべての事業地を対象に採算判定を行うこととした。この結果、採算林面積は、長期計画の2割程度であることが判明したところ。 なお、第4期中期計画期間中に伐期を迎える事業地について、航空レーザ計測解析結果に加えて現地踏査により採算性判定を行い、第4期中期計画に反映した。	
② 保育間伐	琵琶湖の水源かん養機能など森林の持つ公益的機能の持続的発揮に向け、事業地の状況に応じた間伐を行う。	【公益的機能】	500ha	492ha	×	98%	令和4年度、ウッドショックの影響で県内の木材流通状況（木材価格の高止まり、細材の需要増等）に変化があり、保育間伐予定事業地の8割近くで採算性の向上が期待されたことから、資源量確保による将来の伐採収益増を見込み、保育間伐の実施を見送ることとした。このことから、令和4年度の実績量が著しく低くなり、全体として目標達成することができなかった。 なお、令和4年度以外の単年度目標は全て達成している。	施業履歴や航空レーザ計測の解析データ等を活用して保育間伐の必要性を精査して事業地を確保しておくことで、木材を取り巻く社会情勢等に柔軟に対応できる体制を整える。
③ 枝打	良質材の生産や下層植生の生育促進による表土流失を防止するため、枝打を実施する。	【公益的機能】	50ha	55ha	○	110%	各事業地で生育状況等の現地調査を行い、必要な林分で枝打を実施した。	
④ 病虫害獣防除	シカ・クマ等の剥皮被害を防止し健全な森林を守るため、テープ巻きを実施する。	【公益的機能】	500ha	519ha	○	104%	周辺地域の剥皮被害状況を踏まえ、主伐および保育間伐の実施に合わせて事業地を選定し、剥皮被害の恐れのある林分でテープ巻きを実施した。	

項目	目的と内容	寄与する分野	計画値	実績	評価	達成率	要因分析	対応策
⑤ 環境林整備	将来的に針広混交林化を図るため、解約予定森林においても光環境の改善のために間伐を行う。	【公益的機能】	500ha	268ha	×	54%	事業計画地を再精査し、想定以上に獣害や気象害等による針広混交林化が進んでいる区域を事業対象から除外したことから、計画量を下回る結果となった。	航空レーザー計測の解析データ等を活用した対象事業地の再検討により、針広混交林化への誘導を必要とする区域を選定し、第4期中期計画に反映させることとした。
⑥ II作業道(開設)	森林管理や木材生産に必要な作業道等を整備する。	【収益】	92,000m	115,838m	○	126%	地形条件に合った効率的な路網の配置により、高性能林業機械の活用した積極的な木材生産を行った。	
⑦ II作業道(拡幅・補修)		【公益的機能】	1,000m	6,044m	○	604%	近年の大雨など気象災害の激甚化に伴い、経過道の不陸整正など、軽微な補修を想定以上に実施する必要が生じた。	
⑧ III作業道(開設・補修)		【公益的機能】	1,500m	4,958m	○	331%	近年の大雨など気象災害の激甚化に伴い、経過道の不陸整正など、軽微な補修を想定以上に実施する必要が生じた。	

※ II作業道:幅員が1.8m～2.5mの作業道(林業専用運搬車等が通行)、III作業道:幅員が2.5m～3.0mの作業道(トラック等が通行)

【評価の基準】 ○:計画を達成できた ×:計画を達成できなかった ー:評価対象外

I 森林整備に関する事項

大項目別評価

小項目の達成状況	評価	公社自己評価
(達成できた項目) 6項目 / 8項目 (評価対象項目)	×	保育間伐については、令和4年度において予定していた大半の事業地において、木材流通状況の変化による収益性の向上が期待されたため、事業実施を見送ったことにより、令和4年度実績は著しく低いものとなった。当該年度および以降の年度において回復を図ったが、全体としてわずかながら計画量を下回る結果となった。 環境林整備については、事業計画地を再精査し、想定以上に獣害や気象害等による針広混交林化が進んでいる区域を事業対象から除外したことから、計画量を下回る結果となった。 しかし、環境林整備の目的は不採算等により解約を予定している事業地において間伐を実施し、針広混交林へ誘導することで、水源かん養等の公益的機能の持続的発揮を目指すというものであるため、目的は達成されているものとする。第4期中期経営改善計画では、航空レーザー計測の解析データ等を活用し、必要な区域を選定しており、針広混交林化に向け、より確実に事業を実施することとしたい。 作業道開設については、地形条件に適合した効率的な路網整備に積極的に取り組んだことにより、計画を上回る結果となった。また近年の大雨等の気象災害の激甚化等により、補修を必要とする延長が増加した。第4期計画では、既設作業道の現況調査に取り組み、補修等必要な対応を実施する。

【評価の基準】 ○:評価対象項目を全て達成できた ×:評価対象項目をひとつでも達成できなかった

長期経営計画に対する達成見込み
間伐については、採算林・非採算林に区分された事業地において施業を進めてきたが、不成績造林地等の実施を見送ったことにより、計画達成の進捗率は遅れている状況となっている。 また、分収造林事業収束の方向性が示されたため、採算林における間伐は、主伐事業により対応されることから施業実施を見送ることとし、一方の非採算林については、航空レーザー計測の解析結果等を活用し、対象となる全ての事業地において、間伐の必要度が高い林分の再評価を行うことで、収益性の向上および土砂流出防止や水源涵養などの公益的機能を持続的に発揮させることを重視し、必要な間伐を継続していく。 また作業道整備については、引き続き主伐実施事業地において災害に強い作業道の開設を進めるとともに、既設路線の現況調査を順次実施して現況把握を行い、必要に応じて復旧工事を行うなど良好な作業道管理に努める。 (参考値) 間伐進捗率 34% (長期経営計画 5,792haに対し、第3期末実績 1,963ha)

評価委員会の意見
○ 評価は×であるが、これはウッドショック等の木材価格の変化に伴い、収益性の観点から計画を見直して臨機応変に対応した結果であり、収益性の改善に貢献していることから、前向きに評価したい。

Ⅱ 木材の生産および販売に関する事項

小項目別評価

項目	目的と内容	寄与する分野	計画値			実績	評価	達成率	要因分析	対応策
① 分収造林事業	51年生に達した森林を順次伐採して木材生産を行う。伐採方法は、森林の持つ公益的機能の持続的発揮に配慮し、10年間隔で4回に分けて、原則として定性伐採（抜き伐り）を行う。	【収益】	伐採面積	(参考) 長期計画 505ha 計画 212ha	211ha	47.3千m³	○	354%	滋賀県木材流通センターと連携したニーズに応じた木材の生産や、中間土場から販売先への直送や積み合わせによる物流コストの縮減など、有利な販売先の確保に努めるとともに、バイオマス需要増の影響を受けAB材も強含みで推移するなど、素材価格の上げ基調も相まって、計画を上回る木材生産量と伐採収益を確保することができた。	
② モニタリング調査	伐採後の天然下種更新の状況を把握するため、1回目の伐採後、順次事業地のモニタリング調査を行う。	【公益的機能】	52箇所			52箇所	○	100%	獣害防止ネットを設置した標準地と隣接する対照地を設定し、それぞれにおいて、下層植生調査と残存木の生長状況調査を実施した。	
③ 分収育林事業	分収育林契約に基づき、伐採および収益の分収を行う。	【収益】	伐採面積	27.78ha	25.43ha	2,545m³	○	380%	ニーズに合わせた木材生産や有利販売、伐採費用の削減に努め、伐採収益増を図った。 なお、「岩尾の森」については、皆伐再造林事業の補助要件に適合し、かつ土地所有者の承諾が得られたため、皆伐型の伐採を行うことが可能となり、木材生産量および伐採収益を大幅に増加させることができた。	
④ 木材流通センターと連携した販売割合	滋賀県木材流通センターと連携することにより、安定的な木材の供給を図り、木材需要者への有利販売を行う。	【収益】	78%			89%	○	114%	滋賀県木材流通センターと連携することで、県内外の大口需要者との取引が可能となる。年間を通じた安定的な木材供給やニーズに基づく適時適正な仕分けに取り組むことにより、需要者への有利販売を行った。	

項目	目的と内容	寄与する分野	計画値	実績	評価	達成率	要因分析	対応策	
⑤	びわ湖材証明の発行割合	びわ湖材製品の流通拡大に向けて、木材市場や認定事業体等へびわ湖材を安定的に供給する。	【森林・林業】	100%	100%	○	100%	びわ湖材産地証明制度に基づき、公社材の産地、合法性を証明し、信頼性を担保するため、販売した木材全てにびわ湖材証明を発行した。	
⑥	C材に特化した販売を行う事業地数	木質バイオマスなど再生可能エネルギーの普及に貢献するため、林地残材を含めたC材も積極的に供給する。	【森林・林業】	24箇所	9箇所	×	38%	木材価格の動向を踏まえ、現地精査と事業収支について再検討を行った結果、伐採を予定した多くの事業地において、A材・B材を中心に搬出する方が収益性が高くなったことから、C材に特化した販売を行わず、計画を下回ることとなった。	
⑦	木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数	林業事業体との連携強化を図り木材販売の基盤を整備するため、長期施業委託による木材の生産から販売までの業務委託に取り組む。	【収益】	14件	0件	×	0%	林業事業体に森林経営計画の策定から木材生産、補助金申請まで委託した事例はあったが、木材販売については、収益性を考慮し、公社自らが行うこととした。	木材の生産から販売までの業務委託は、限られた職員体制の中で伐採事業を効率的に実施するための有効な取組の一つである。 しかし、木材販売価格の設定や契約金額等に課題もあることから、引き続き解決に向けて林業事業体と協議を進める。

【評価の基準】 ○:計画を達成できた ×:計画を達成できなかった ー:評価対象外

Ⅱ 木材の生産および販売に関する事項

大項目別評価

小項目の達成状況	評価	公社自己評価
(達成できた項目) 5項目 / 7項目 (評価対象項目)	×	C材に特化した販売を行う事業地数、木材生産から販売までの林業事業体への業務委託件数の2項目については、計画を達成できなかった。しかし、これらは木材価格の動向を踏まえ、事業収支を再検討し、伐採収益の向上を意識して取り組んだものであり、その結果として、伐採収益を大幅に増加させることができた。第4期中期経営改善計画においても、滋賀県木材流通センターと連携したニーズに応じた木材の生産や、中間土場から販売先への直送や積み合わせによる物流コストの縮減など、有利な販売先の確保に努める。

【評価の基準】 ○:評価対象項目を全て達成できた ×:評価対象項目をひとつでも達成できなかった

長期経営計画に対する達成見込み	(参考) 分収造林事業	第3期中期計画	第3期中期計画 (実績)	長期計画	長期経営計画に 対する達成率
最新の航空レーザ計測解析結果により、木材生産量は計画を大幅に下回る見込みとなり、長期計画に基づく収益の確保は困難と判断されたところ。県による分収造林事業のあり方に関する方針では、事業の収束が示されており、第4期計画期間では、事業の収束を図りつつ、木材の生産・販売に取り組むこととする。 今後の対応としては、木材生産においては、公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、収益性の高い伐採・搬出を目指して、地質や地形に合わせた環境負荷をかけない災害に強い作業道づくりや森林づくりに一層取り組むこととする。また、急傾斜地でも集材可能な架線系システムでの集材エリア拡大の検討や高性能林業機械の積極的な活用により、施業の効率化と生産性の向上を図り、地域林業の発展に貢献することとする。 加えて木材の販売では、引き続き滋賀県木材流通センターと連携し价格的に有利な販売先を開拓・確保するほか、木材の積み合わせや需要先への直接搬入等の輸送の効率化により、収益性の高い販売に努める。	伐採面積	212ha	211ha	505ha	41.8%
	木材生産量	36.7千m ³	47.0千m ³	95千m ³	49.6%
	伐採収益	112百万円	397百万円	1,400百万円	28.4%

評価委員会の意見

- 計画が達成できなかった2項目は、いずれも計画策定時からの状況変化に対して収益性を考慮し、柔軟に経営判断を行ったものであり、むしろ評価できる。引き続き最新の航空レーザ計測等によるモニタリングを実施した上で、検討されたい。
- 架線系システムなど様々な集材手法を検討されているが、採算性を考慮した上で判断されたい。

Ⅲ 財務状況の改善に関する事項

小項目別評価

項目	目的と内容	寄与する分野	計画値	実績	評価	達成率	要因分析	対応策
① 分収割合の変更	採算林について、公社の伐採収益を確保するため、分収造林契約の分収割合を「土地所有者40%：公社60%」から「土地所有者10%：公社90%」に変更する。	【収益】	750ha	1,213ha	○	162%	令和3年度から令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、施業方法や伐採後の森林の状況等を具体的に示したことで同意が得られた。	
② 不採算林の解約	森林の生育や路網整備等の状況から、将来にわたり明らかに伐採収益が見込めない森林の解約を行う。	【収益】	700ha	1,588ha	○	227%	令和3年度から令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、解約前には環境林整備、解約後も森林組合等により森林整備が可能であることを丁寧に説明したことで同意が得られた。	
③ 契約期間の延長	長伐期に向けて分収造林契約の契約期間を50年から80年に変更する。	【収益】	750ha	732ha	×	98%	令和3年度から令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、施業方法や伐採後の森林の状況等を具体的に示したことで同意が得られたが、計画値にはわずかに届かなかった。	今後は、第4期中期経営改善計画に基づき、分収造林事業の収束に向け、令和12年度までに契約期限を迎える土地所有者に対して集中的(限定的)に交渉を行うこととする。
④ 償還財源(分収造林事業)	滋賀県および兵庫県に対する長期借入債務について、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採に基づく収益が生じたときに弁済する。	【収益】	92百万円	381百万円	○	414%	伐採収益が計画を上回ったことで、計画を上回る償還財源の確保ができた。	
⑤ 償還財源(分収育林事業)	滋賀県に対する長期借入債務について、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採に基づく収益が生じたときに弁済する。	【収益】	1百万円	3.38百万円	○	338%	伐採収益が計画を上回ったことで、計画を上回る償還財源の確保ができた。	

【評価の基準】 ○：計画を達成できた ×：計画を達成できなかった ー：評価対象外

Ⅲ 財務状況の改善に関する事項

大項目別評価

小項目の達成状況	評価	公社自己評価
(達成できた項目) 4項目 5項目 (評価対象項目)	×	契約者全員に個別に説明、交渉する必要があり、多くの時間や労力を要した。このため、第3期中期経営改善計画期間中の進捗率が、分収割合の変更と不採算林の解約については令和7年度末で100%以上達成したものの、契約期間の延長のみ、98%となり、わずかに計画値に及ばなかった。一方、今後は、第4期中期経営改善計画に基づき、分収造林事業の収束に向け、分収割合の変更を一旦取りやめ、令和8年度から12年度に契約期限を迎える土地所有者へ、契約期間の延長および不採算林の解約について、集中的(限定的)な交渉により、行政機関等と調整を図りながら交渉を行うなど、更なる工夫を行い、効果的な更改協議を行い、着実に契約更改を進めることを目指す。 償還財源については、引き続き確保できるよう伐採収益の向上に努める。

【評価の基準】 ○:評価対象項目を全て達成できた ×:評価対象項目をひとつでも達成できなかった

長期経営計画に対する達成見込み
契約更改100%の達成に向けて取り組んできたが、今後も引き続き、経営の状況や公社林の公益的機能、解約後の森林管理等について丁寧に説明し、特に交渉が停滞している契約者に対してこまめにコミュニケーションを取り、契約者の理解を得られるよう粘り強く交渉を行う一方、今後は、第4期中期経営改善計画に基づき、分収造林事業の収束に向け、分収割合の変更を一旦取りやめ、令和8年度から12年度に契約期限を迎える土地所有者へ、契約期間の延長および不採算林の解約について、集中的(限定的)な交渉により、行政機関等と調整を図りながら交渉を行うなど、更なる工夫を行い、効果的な更改協議を行い、着実に契約更改を進めることを目指す。 森林資源の新たな活用に関しては、琵琶湖森林づくりパートナー協定締結2件、滋賀県森林CO2吸収量認証制度での3,667t-CO2の吸収量認証、J-クレジット制度における1,544t-CO2のクレジット等、取組が進んでいる。

評価委員会の意見
○ 今後も引き続き取組を進められたい。

IV 組織体制の改善に関する事項

小項目別評価

項目	目的と内容	寄与する分野	計画値	実績	評価	達成率	要因分析	対応策
① 技術研修等の実施	技術研修等の実施により、効率的な路網の配置や木材の造材・仕分けなど、木材の生産・販売に関する知識・技術を習得するとともに、公社の持つこれまでの情報・経験を継承し、職員の資質の向上を図る。	【森林・林業】	30回	48回	○	160%	有利販売促進のため、選木・造材研修や木材市場の視察を実施し、売先の需要に応えることのできる人材の育成に努めた。 また、森林クラウド等のICT技術研修や架線集材の現地検討会等に参加し、加えてドローンを活用した森林資源の調査を行うなど、今後の事業推進に資する技能と知見の蓄積に努めた。	

【評価の基準】 ○:計画を達成できた ×:計画を達成できなかった ー:評価対象外

IV 組織体制の改善に関する事項

大項目別評価

小項目の達成状況	評価	公社自己評価
(達成できた項目) 1項目 1項目 (評価対象項目)	○	人材育成について、ICT分野に精通した人材育成や効率的な木材の生産、有利販売を行うための知識・技術の習得に取り組むことで職員の資質向上を図ることができた。

【評価の基準】 ○:評価対象項目を全て達成できた ×:評価対象項目をひとつでも達成できなかった

長期経営計画に対する達成見込み
公社に対する土地所有者との信頼関係の維持が必要なこと、また、公益的機能の持続的発揮に向けて公社林を保全していく役割をしっかりと果たしていくためには、滋賀県の森林政策と一体的に進めることが重要なことから、現時点では知事が理事長であることが望ましいと判断したところであり、専任の経営責任者(理事長)の設置については、引き続き検討することとする。 事務局体制については、毎年度の木材生産等の事業量に応じた合理的かつ十分な体制を整備した。 人材の育成については、職員向け技術研修等の実施や林業者による搬出技術の向上に取り組んできたところであり、第4期中期経営改善計画においても、引き続き取り組む。

評価委員会の意見
○ 技術研修等について、今後も引き続き取組を進められたい。

V その他経営の改善に関し必要な事項

小項目別評価

項目	目的と内容	寄与する分野	計画値	実績	評価	達成率	要因分析	対応策
① 公社林におけるCO ₂ 吸収認証量	公社林の環境に対する貢献度の見える化を図るため、滋賀県森林CO ₂ 吸収量認証制度に基づき認証を受ける。	【公益的機能】	3,375t-CO ₂	4,796t-CO ₂	○	142%	滋賀県森林CO ₂ 吸収量認証制度に基づき、各年度に実施した森林整備や木材生産の実績に対し認証を受けた。	
② 企業等と連携した森林づくりの取組数	琵琶湖・淀川の水源地林等としての役割について理解の醸成を図るため、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）制度等を活用し、企業等と連携した森林づくりに取り組む。	【公益的機能】	25件	28件	○	112%	琵琶湖森林づくりパートナー協定を締結している4者から受領した森林づくり費用を活用し、保育間伐等を実施するとともに、協定先企業が実施する森林保全活動に協力した。 その他、県民等を対象とした森づくりイベントや、企業等との新たな関係構築を試みるフォーラムへ参加・参画した。	
③ J-クレジット認証量	公社林の環境への貢献として、脱炭素に取り組む企業との連携を進めるため、J-クレジットの認証を受ける。	【公益的機能】	2,400t-CO ₂	3,667t-CO ₂	○	153%	第3期計画期間中に計画を上回るクレジット認証に取り組むことができた。 また、企業等に対して計1,544t-CO ₂ のクレジットを販売し、16,488千円の収益を上げるとともに、公社による環境貢献への取組を広くPRした。	

【評価の基準】 ○：計画を達成できた ×：計画を達成できなかった ー：評価対象外

V その他経営の改善に関し必要な事項

大項目別評価

小項目の達成状況	評価	公社自己評価
(達成できた項目) 3項目 3項目 (評価対象項目)	○	公社林の多面的価値や経営情報等について、ホームページを活用し積極的に発信に努めた。また、地球温暖化防止に向けた取組として、計画量を上回るCO2吸収認証を受けることができた。 企業と連携した森林づくりについては、琵琶湖森林づくりパートナー協定やJ-クレジット制度を活用し、企業等からの求めに応じ森林づくり活動を行うことなど、水源林としての役割等について積極的に理解醸成に努めた。

【評価の基準】 ○:評価対象項目を全て達成できた ×:評価対象項目をひとつでも達成できなかった

長期経営計画に対する達成見込み
ホームページや各種イベントを通じた情報提供・発信、毎年度の事業実施状況の自己評価、森林資源管理台帳の整備などを計画に基づき実施してきた。今後も引き続き、滋賀県森林CO2吸収量認証、J-クレジットの認証や販売などを積極的に進め、公社林の社会的貢献度について情報発信することで理解の醸成を図る。

評価委員会の意見
○ 今後も引き続き取組を進められたい。

全体評価

1 経営評価の考え方

- ・「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を経営理念に掲げ、令和3年3月に第3期中期計画を策定し、①公益的機能の持続的発揮のための新たな方針に基づく森林整備の推進、②森林資源の有効活用に資する木材の生産と販売の推進、③伐期を見据えた集中的な分収造林契約の変更等の推進の3つを重点事項として経営改善に取り組んだ。
- ・令和8年度は第4期中期計画の初年度となることから、これまでの取組をしっかりと評価し、今後の目標達成に向けた取組につなげていくことが重要である。
- ・併せて、県による分収造林事業のあり方の方針に基づき、事業収束に向けた取組を進めていく必要がある。

2 経営評価結果および課題

(大項目別評価に関する総括)

- ・大項目別ごとの評価については、5項目中2項目で評価対象項目を達成することができた。
- ・森林整備に関する事項については、8項目中6項目で計画を達成できたが、「保育間伐」、「環境林整備」の項目について、計画を達成できなかった。
- ・木材の生産および販売に関する事項については、7項目中2項目で計画を達成できなかったが、最も重要な「伐採収益」の項目については、計画を大幅に上回り達成できた。
- ・財務状況の改善に関する事項については、5項目中4項目で計画を達成できたが、契約期間の延長のみ計画値に2%及ばなかった。しかし、分収割合の変更および不採算林の解約については、計画値を大きく超える実績を確保できたことから、一定は改善できたものとする。

(分野別評価に関する総括)

- ・公益的機能の発揮については、10項目中2項目で評価対象項目を達成できなかったが、抜き伐りを行う主伐や保育間伐、環境林整備等の森林整備事業により、公益的機能が持続的に発揮される森林づくりに努めた。
- ・収益の確保・向上については、11項目中9項目で評価対象項目を達成できた。特に、効率的な木材生産と収益性の高い木材販売を通じて計画を上回る木材生産と伐採収益を確保することができた。
- ・滋賀県の森林・林業への貢献については、3項目中1項目で評価対象項目を達成できなかったが、年間を通じた森林整備や安定的な木材生産活動等により本県の森林・林業施策に貢献したほか、企業等との連携による森林づくり、主伐や森林整備に基づくJ-クレジットの創出・販売などを通じて、県民等へ理解の醸成を図ることができた。

3 今後の取組

- ・森林整備については、公益的機能の持続的発揮に向けて、引き続き森林の生育状況や被害状況等を踏まえながら、着実に事業を実施する。
- ・契約の更改については、分収造林事業の収束に向けて、第4期中期計画期間中に契約期限を迎える土地所有者に対して、契約延長等の交渉を集中的(限定的)に行う。
- ・木材の生産については、公社林と隣接する森林との施業集約化や地形条件に合った効率的な路網配置、架線による搬出の実施、A材・B材に加え小径材や獣害被害木等の林地残材の積極的な搬出等により、年間を通じた安定的な生産に努める。また、担い手対策として、林業事業体が計画的に事業に参画できるよう木材生産情報を早期に提供する。
- ・木材の販売については、滋賀県木材流通センターと連携し、価格的に有利な販売先を確保するほか、土場から販売先への直送による物流コストの縮減等により、収益性の高い販売に努める。
- ・第4期中期計画期間中に伐期を迎える事業地では、必要に応じて長伐期化を見据えた間伐を実施するとともに、架線系搬出技術を導入し、事業者の持つ技術の向上や承継に努める。
- ・これらを推進するため、公社の組織体制の強化を図るとともに、公社職員はもとより林業事業体も含めた人材育成に取り組み、地域林業の牽引役としての役割を果たしていく。
- ・第4期中期経営改善計画期間の初年度を迎えるにあたり、計画達成に向けて全力で取り組みつつ、県による分収造林事業のあり方の方針に基づき、事業収束に向けた取組を進める。

大項目	評価	小項目の達成状況				評価対象外項目
		達成できた項目		評価対象項目		
I 森林整備に関する事項	×	6	項目	／	8	項目
II 木材の生産および販売に関する事項	×	5	項目	／	7	項目
III 財務状況の改善に関する事項	×	4	項目	／	5	項目
IV 組織体制の改善に関する事項	○	1	項目	／	1	項目
V その他経営の改善に関し必要な事項	○	3	項目	／	3	項目
計		19	項目	／	24	項目

【評価の基準】 ○:評価対象項目を全て達成できた ×:評価対象項目をひとつでも達成できなかった

(参考)分野ごとの小項目の達成状況

分野	小項目の達成状況				評価対象外項目	
	達成できた項目		／	評価対象項目		
公益的機能の発揮	8	項目	／	10	項目	
収益の確保・向上	9	項目	／	11	項目	
滋賀県の森林・林業への貢献	2	項目	／	3	項目	
計	19	項目	／	24	項目	

評価委員会の意見
○ 評価が×の項目もあるが、これはウッドショック等の木材価格の変化に対し、木材の収益性を考慮して臨機応変に取り組まれた結果であり、前向きに評価できる。 ○ 環境林整備については、獣害等による被害の結果として針広混交林化が進み、結果として作業の必要性がなくなったものであるため、特に問題はない。 ○ 今後も引き続き、公社林の持続的な発展に向けて各取組を進められたい。